



# 法エール

Vol. 75

H27. 3. 20



## ご挨拶

朝晩の寒さが幾分か和らいだように思いますが、皆様お身体の調子お変わりありませんでしょうか。2月は、第4回熊本城マラソンが開催されましたね。ぬいぐるみや着物姿等嗜好を凝らせた服装で楽しませてくれたランナーや海外出張の翌日に参加して完走した強者ランナーもおられたようです。私はというと、数年前に膝を痛めたことをいいことに専ら陰ながらの応援をしています。とても野球をやっていたとは思えないと、今の私を称賛(?)してくれる昔の友人もいますが、確かに、昭和の時代に水前寺球場一試合二本のホームラン放った面影(草野球ですが)はありません。

しかし、あの頃の体のキレを取り戻すこともよりも、今はもっと深く法律を極めていきたいと思い実践しています。50歳を過ぎた残りの人生は、私にしかできないことを優先して行い、一定の成果が出ればゆっくりと体調管理をしていきたいと思いますが、それまでは、現状の生活で健康が保てればと思っています。身体を壊さない程度に無理していきたいと思っています。

さて、2月27日から役員変更登記を申請する場合の添付書面や役員欄の氏の記録が変わります。以前は、新しく代表取締役役に就任する際に求められていた印鑑証明書が代表権のない平取締役就任の際にも本人確認資料として求められることがあります(平取締役の場合は、運転免許書の写しや住民票でも可)。また、これまでは代表取締役の辞任の際に、特に真正担保の手当てがなかったものが、印鑑証明書の添付が求められることがあります(この場合、辞任届には、実印にての押印が必要)。さらに、役員の氏名に婚姻前の氏をも記録することができるようになり、また、一旦記録したこの氏を記載しないようにすることもできます。詳しくはお近くの事務所にお尋ねください。

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。

(代表社員 大島 隆広)



## 労働トラブル?



### ～試用期間～

「試用期間」といえば、ほとんどの企業が設けているのではないのでしょうか。今回は、そのような試用期間中に突然解雇されてしまったトラブルについて説明します。

## 事例

憧れのX社に入社することでできたAさん。3ヶ月間は試用期間とのことでしたが、入社して1ヵ月後に「適性がないから解雇する」と突然言われました。このような場合には、試用期間なので従うしかないのでしょうか。

試用期間というのは、企業が入社後の一定期間を定めて採用者の作業能力・適性・勤務態度等を総合的に判断し、本採用をするかどうかを考慮する期間です。

試用期間の長さについての上限は、法律上規制はありませんが、通常は会社の就業規則によって、3ヶ月から6ヶ月程度の試用期間が定められているようです。

試用期間の法的性質としては、一般的に解約権留保付労働契約とされています。この解約権留保付労働契約とは、試用目的に基づく解約権（本採用拒否等の条件にあてはまった場合には、その解約権、すなわち解雇をすることができる権利）が付いてはいますが、労働契約は当初から成立しているというのが、裁判所の考え方です（最判昭48.12.12）。

そして、その解約権を行使するためには、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当と認められる場合に許されるとしています。

今回の事案の場合には、「適性がないから解雇する」という理由が労働実態に照らして、客観的な理由がない場合には、その解雇は無効となります。ただし、試用期間中における解雇の基準は、通常の場合の解雇より緩やかな基準で判断されることが多いようです。

ただ、試用期間といえども、採用日より14日を超えて使用している場合には、30日前の解雇予告または30日以上分の平均賃金（解雇予告手当）を求めることができます。

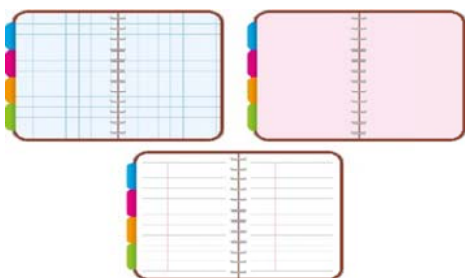
### 【労働基準法第20条 解雇の予告】

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上分の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3回にわたって労働トラブルについて御説明して参りましたが、いかがでしたでしょうか。労働トラブルは身近に起こりうる問題ですので、当法人や近くの司法書士・弁護士に御相談ください。

（参照文献：くらしの法律Q&A 身近なトラブル解決法 新日本法規）



### 事案の概要

70代独身、一人暮らしのXさんは4年半の間に、Y氏が営むブティックで洋服等280点、総額1000万円以上を購入した。5年目のある日、Xさんはアルツハイマー型認知症に罹患しており5年前に発症していると診断された。Xさんの弟達はブティックの販売担当者に、Xさんに商品を販売しないよう要請したが販売は続き、6年目にはXさんに対して成年後見開始の審判がなされた。

Xさんが買い物を始めた6年前は既にアルツハイマー型認知症に罹患していて意思無能力の状態です。売買契約が行われたものであり無効、そうでなかったとしてもXさんの判断能力の低下を知っていたか、少なくとも知り得たはずなのに販売した行為は公序良俗に反し無効であるなどと主張した不当利得返還請求事件である。

### 裁判所の判断

病院での初診（5年目）の診断書でアルツハイマー型認知症で認知機能障害が認められるが、6年前の時点でXに意思能力がなかったことを認めるには合理的な立証が必要である。だが、初診の時に急激に悪化した症状ではないはずなので、初診の1年前の時点以降のXの購入は意思無能力により無効である。

公序良俗違反性については、販売員が年に100回以上Xと会話していながら認知症に気付いていなくても不自然ではないので、公序良俗に反するとは言えない。

### コメント

認知症高齢者が増加する中で、契約の際における意思能力の有無の判断は近年問題になることが多くなっています。意思能力が低下している場合に利用できる制度として、家庭裁判所から後見人等を選任してもらう成年後見制度や社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業などがあります。認知症高齢者が契約トラブルの被害に遭わないような支援がこれからはますます必要になってくるのではないかと思います。

## コラム

### お菓子作り



約10年ぶり？久しぶりにスコーンを焼きました。昔はよくお菓子作りはしていたのですが、ここ最近はお菓子作りの低下でしょうか、めっきり既製品に頼ってます。

「これではイカン！！」と自分を奮い立たせ、ホットケーキミックスの粉と卵と溶かしたココナッツオイルと牛乳を混ぜ混ぜ、そこへざく切りにした板チョコを入れてまた混ぜ混ぜ…。それからオーブンで約30分。出来上がるまでの間は、オーブンの前に椅子を用意して民法のお勉強！（笑）。

お味は・・・「おいしい」と言ってくれたけど・・・お腹壊してないから「よし！」としよう☆

(健軍事務所 中村 享子)

## 司法書士日記

当事務所で司法書士として勤務して1年が過ぎました。1年間、様々なことがあり、ほとんどが初めて体験することでした。常に緊張した状態で過ごして来たと思います。最近ではやっと、仕事内容や振る舞いなども「まし」になってきたかなと実感していました。

そして丁度今、私の勤務する事務所に昨年の試験合格者の方が配属研修に来られており、その初々しい姿に1年前の自分を思い出しています。その頃の気持ちを忘れずに、今後もお仕事を頑張っていけたらと思っている初春の日々です。

(清水事務所 司法書士 徳丸 雅紀)

## お知らせ

### ~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

### 命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006  
熊本市北区龍田3丁目32番18号  
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066  
熊本市北区清水亀井町16番11号  
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131  
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内  
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106  
熊本市東区東野1丁目1番12号  
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>